

補助金交付までの流れ

建設等の前年度 4月～9月

① 事前相談（建設・改築・購入の場合）

自治会集会所の建設、改築、購入の補助金申請を予定している場合は、事前にご相談ください。
(位置図の提出をお願いします。)

② 事前届（全種別）

前年度の9月30日までに以下の書類の提出をお願いします。
※補助は予算の範囲内で行いますので、必ず届出が必要です。
・伊勢市自治会集会所建設等補助金交付申請事前届出書(様式第1号)
・添付書類(①工事見積書等(写)、②平面図、立面図等(写)、③自治会の会則、④その他)

建設等の当該年度 4月以降

③ 交付申請

次の書類の提出をお願いします。
・交付申請書(様式第2号)
・添付書類(①収支予算書(様式第2号別表)、②工事見積書(写)、③位置図・平面図・立面図等(写)、④工事請負契約書(写)、購入の場合は、売買契約書案(写)、⑤自治会の事業計画及び予算書、⑥総会の会議録等集会所の建設等に関する自治会の構成員の意思決定が確認できる書類、⑦工事予定場所(工事箇所)の現況又は購入予定物件の写真(着工前)、⑧その他)

交付決定

市は、申請書の内容を審査し、補助金交付の決定を行います。補助金の交付を決定した場合は、交付決定通知書により申請者に通知します。

④ 事業の着手

交付決定通知書を受けてから、当該事業に着手し、交付決定通知書に記載された予定の期間内に当該事業を完了してください。

⑤ 事業完了・報告

当該事業が完了したときは、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに次の書類を提出してください。なお、建設、改築、購入を行われた場合は、保存登記完了が事業の完了となります。
・実績報告書(様式第9号)
・添付書類(①収支決算書(様式9号別表)、②領収書(写)、③工事完了がわかる書類(購入の場合は、売買契約書(写)及び取得価額明細書)、④取得した集会所の登記事項証明書、⑤完成又は購入した集会所の写真、⑥土地の登記事項証明書、⑦土地の所有及び利用に関する権利書類、⑧その他)



交付確定

実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、(必要に応じて現地調査等を行い)、補助金の交付額を確定し、交付確定通知書により通知します。

⑥ 請求書の提出



交付確定通知書を受けた自治会は、補助金請求書(様式第11号)を提出してください。

補助金交付

市は、請求書に基づき、指定口座へ補助金を入金します。

○ その他

申請した事業内容を変更や中止するときは、速やかに市民交流課へご連絡ください。